

消費者支援機構福岡発 2025-021 号
2026 年 1 月 20 日

to NEXTドットジェイピー 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 黒 木 和 洋
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号博多駅前1丁目ビル302号
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 稲毛 翔
TEL 092-517-4289 / FAX 092-510-0395

「わたしNEXT」退職代行サービス利用規約に関するご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構による 2025 年 9 月 19 日付「「わたしNEXT」退職代行サービス利用規約に関する申入れ」に対し、2025 年 10 月 31 日付メールにてご連絡を頂きありがとうございます。

頂きましたご連絡に対し、以下の通りご連絡させていただきますので、よろしく願います。

なお、本件についてのご回答は 2026 年 2 月末日までお願いいたします。

敬具

1 特定商取引法の適用について

貴社のご連絡によれば、貴社は、貴社サービスの実施主体である「退職代行 to NEXT ユニオン」が労働組合であることを理由に特定商取引法等の適用が除外されるものと主張されています。

これに対し、「退職代行サービス利用規約」(<https://taishoku.to-next.jp/policy>) 第 1 条によれば、「わたしNEXT」の退職代行サービスは、「わたしNEXT」が運営し、合同労働組合「退職代行 to NEXT ユニオン」が行うものと規定されています。

この点について、「わたしNEXT」の退職代行サービスの運営主体（契約当事者）は、「わたしNEXT」、「to NEXTドットジェイピー」、「退職代行 to NEXT ユニオン」のいずれであるのかという疑問が生じます。

仮に「わたしNEXT」または「to NEXTドットジェイピー」が運営主体（契約当事者）であるとするならば、「退職代行 to NEXT ユニオン」は提携先であって、「わたしNEXT」の退職代行サービス契約の当事者は労働組合に該当せず、特定商取引法の適用を免れないことになると考えられます。

つきましては、貴社の主張の可否を判断するために、下記の質問に回答願います。

- i) 「わたしNEXT」の退職代行サービスの運営主体（契約当事者）は、「わたしNEXT」、「to NEXTドットジェイピー」、「退職代行 to NEXT ユニオン」のいずれであるのかについてご回答下さい。

ii) サービス実施主体とされる「退職代行 toNEXTユニオン」は、「わたしNEXT」および「toNEXTドットジェイピー」とどのような関係にあるのか、提携関係という理解で間違いないか、についてご回答ください。

2 消費者契約法の適用について

頂いたご連絡のうち、「当団体は労働組合である以上、特定商取引法、消費者契約法は適用されないものと理解しております。」との記載について、消費者庁による消費者契約法の逐条解説

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations

の第2条定義の記載によれば、消費者契約法にいう「事業者」には「法人」や「その他の団体」が該当します。

そして、「法人」には「労働組合法第11条に基づく労働組合」が含まれます。

貴社または「退職代行 toNEXTユニオン」が労働組合法第11条の要件を満たした労働組合であるかは判然としませんが、満たしているとすれば「法人」として、満たしていないとすれば「その他の団体」（法人となることが可能であるがその手続を経ない各種の団体）として、いずれも消費者契約法の適用があるものと考えます。

以上を踏まえて当機構の申入れについて改めてご回答頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上